



平成 30 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社ビジョナリーホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長 星崎 尚彦 (J A S D A Q ・ コード 9 2 6 3)
問 合 せ 先	
役職・氏名	取締役執行役員 CFO 三井 規彰
電 話	0 3 - 6 4 5 3 - 6 6 4 4 (代表)

株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該株式の売出しに関連して、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

I. 株式の売出し

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 99,394,700株
- (2) 売出人及び
売出席式数 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資
家間転売制限付分除外少数人数投資家向け 41,922,600株
AP Cayman Partners II, L.P. 29,253,100株
Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company 25,424,200株
フォーティーツー投資組合 2,794,800株
- (3) 売出席格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年8月1日（水）から平成30年8月6日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出席格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (4) 売出席方 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。本売出しにおける引受人の対価は、売出席格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申出席間 売出席格等決定日の翌営業日から売出席格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受出席日 平成30年8月9日（木）から平成30年8月14日（火）までの間のいずれかの日。ただし、売出席格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申出席拠金 1株につき売出席格と同一金額とする。
- (8) 申出席数単位 100株
- (9) 売出席格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 星崎尚彦に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 14,909,200株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け、AP Cayman Partners II,L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company 及びフォーティーツー投資組合（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 星崎尚彦に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

A種劣後株式に関して、当社の主要株主である筆頭株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け、主要株主である AP Cayman Partners II, L.P. 及び Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主（以下「AP ファンド」という。）から取得請求権が行使され、平成 30 年 6 月 14 日付で、普通株式への転換がなされました（詳細については、平成 30 年 6 月 14 日付当社プレスリリース「A種劣後株式の普通株式への転換及び自己株式（A種劣後株式）の消却に関するお知らせ」をご参照ください）。

今般、当社は、A種劣後株式の普通株式への転換を受けて、独立企業として持続的な発展を実現するための中長期的なオーナーシップについて、AP ファンドと協議を進めてまいりました。その結果、より多様な当社株式の保有者層、並びにより高い流動性を形成する為に、新株の発行を伴わない当社株式の売出しによるオーナーシップの変更が最適との結論に至りました。

当社グループは、黒字転換を成し遂げ、AP ファンドから支援された平成 24 年 1 月以降の「事業再生期」は既に終えております。平成 29 年 4 月期以降は、「再成長期」と位置づけ、独立企業として一般株主の皆様と共に、持続的に発展できる成長基盤の構築、並びに事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組み、企業価値の成長を目指しております。オーナーシップの変更に際しては、平成 30 年 7 月 2 日付当社プレスリリース「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社に移行し、取締役を増員する等、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、経営の継続性と機動力をより高めてまいります。

なお、平成 30 年 7 月 24 日開催の第 1 期定時株主総会にて選任された取締役につきましては、代表取締役社長の星崎尚彦及び取締役執行役員 C F O の三井規彰が中長期的に経営に携わることは勿論のこと、AP ファンドに関連した 3 名の取締役につきましても、当面の経営の連続性を担保するために、現任期期間は職務を遂行していく予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、14,909,200 株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、S M B C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が平成30年8月1日（水）の場合、「平成30年8月4日（土）から平成30年8月31日（金）までの間」
- ② 売出価格等決定日が平成30年8月2日（木）の場合、「平成30年8月7日（火）から平成30年9月5日（水）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が平成30年8月3日（金）の場合、「平成30年8月8日（水）から平成30年9月6日（木）までの間」
- ④ 売出価格等決定日が平成30年8月6日（月）の場合、「平成30年8月9日（木）から平成30年9月7日（金）までの間」

となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company 及びフォーティーツー投資組合は、SMB C日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等、ストックオプションに係る新株予約権の発行及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又は制限期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け、主要株主である AP Cayman Partners II, L.P. 及び Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company の異動が見込まれます。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主でなくなる株主の概要

① 名 称	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け
② 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 笹沼 泰助
④ 事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

(2) 主要株主でなくなる株主の概要

① 名 称	AP Cayman Partners II, L.P.
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005 Cayman Islands
③ 代表者の役職・氏名	General partner, Douglas R. Stringer
④ 事業内容	投資

(3) 主要株主でなくなる株主の概要

① 名 称	Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company
② 所在地	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2 Ireland
③ 代表者の役職・氏名	Director, James McEvoy
④ 事業内容	投資
⑤ 資本金	10,000 円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	482,108 個 (48,210,895 株)	21.33%	第1位
異動後	62,882 個 (6,288,295 株)	2.78%	第2位

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) AP Cayman Partners II, L.P.

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	336,411 個 (33,641,146 株)	14.88%	第2位
異動後	43,880 個 (4,388,046 株)	1.94%	第6位

(3) Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	292,379 個 (29,237,988 株)	12.93%	第3位
異動後	38,137 個 (3,813,788 株)	1.68%	第7位

(注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、平成30年4月30日現在の総株主の議決権の数1,892,863個に、平成30年6月14日付のA種劣後株式の転換（詳細については、平成30年6月14日付当社プレスリリース「A種劣後株式の普通株式への転換及び自己株式（A種劣後株式）の消却に関するお知らせ」をご参照ください。）及びB種劣後株式の転換による増減を考慮した総株主の議決権の数2,260,059個を基準に算出しております。また、大株主順位は、平成30年4月30日現在の株主名簿による株主順位を基に、平成30年6月14日付のA種劣後株式の転換及びB種劣後株式の転換を考慮したものであります。

2. 前記「I. 株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエーションの行使により、下記4. の異動予定年月日後に、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P. 及びJapan Ireland Investment Partners Unlimited Company の議決権の数（所有株式数）は、上記異動後の議決権の数（所有株式数）より最大で、それぞれ62,882個（6,288,200株）、43,880個（4,388,000株）及び38,137個（3,813,700株）減少する可能性があります。

3. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を切捨てております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売価格等決定日の6営業日後の日）

5. 今後の見通しについて

本異動による当社の今期連結業績に与える影響はありません。また、平成30年7月24日開催の当社第1回定時株主総会で承認いただきました経営体制についても異動はございません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。